

2026 年度

**日系社会研修員受入事業
提案募集要項**

- ・ 日系社会研修
 - ・ 日系社会研修（多文化共生推進／日系協力型）“日系サポーター”
-

応募締切

2025 年 6 月 6 日（金）17 時必着

公示日：2025 年 4 月 3 日（木）

独立行政法人国際協力機構（JICA）

目 次

第1章 日系社会研修員受入事業の概要	5
1. 日系社会研修員受入事業とは.....	5
2. 研修場所と研修受講対象者.....	6
3. 事業対象国	6
4. 求められる研修内容	7
5. 受入期間.....	9
6. 受入時期.....	9
7. 対象外の研修	10
8. 研修使用言語	10
第2章 応募相談、応募方法及び選考の流れ.....	12
1. 応募相談.....	12
2. 応募から選考、研修開始までの大まかな流れ	12
3. 応募から研修開始までの各段階の詳細.....	13
4. 提案応募にかかる留意事項.....	14
第3章 応募資格要件と資格審査書類	16
1. 応募資格要件	16
2. 資格審査書類	16
第4章 提案表の作成	18
1. 提案表の構成と提出書類	18
2. 提案表の記載内容.....	19
3. 審査の視点	19
第5章 研修委託経費について	21
1. 積上方式.....	21
2. 【基準単価方式】及び【大学法人等研修料方式】	21
3. 経費内訳書の作成.....	21
事業の業務フロー	22

本募集要項は、日系社会研修員受入に係るご提案を作成いただく上での手続きや留意点等をまとめたものです。本募集要項をご一読の上、ご提案をご検討下さるようよろしくお願い致します。

ご検討いただく際には JICA 各国内拠点へ本事業や事業対象国日系社会の状況等について、ご相談ください。

応募書類（様式）一覧

➤ 日系社会研修提案表

1. 2026 年度日系社会研修員受入事業 案件提案表の提出について（様式 1）
2. 2026 年度日系社会研修員受入事業 案件提案表（様式 2）
3. 2026 年度日系社会研修員受入事業 経費概算内訳書（様式 3）
4. 2026 年度日系社会研修員受入事業 研修日程案

➤ 日系社会研修（多文化共生推進／日系協力型）“日系サポーター”提案表

1. 2026 年度日系社会研修員受入事業（多文化共生推進／日系協力型）案件提案表の提出について（様式 1）
2. 2026 年度日系社会研修員受入事業（多文化共生推進／日系協力型）案件提案表（様式 2）
3. 2026 年度日系社会研修員受入事業（多文化共生推進／日系協力型） 経費概算内訳書（様式 3）
4. 2026 年度日系社会研修員受入事業 研修日程案

【応募様式掲載場所】

JICA 中南米部ウェブサイト掲載の各 Excel データの様式をダウンロードし、使用してください。※Excel 上に設定されている数式やプルダウン項目の変更等はいないようご注意ください。記載方法については別紙「案件提案表作成の手引き」を参照してください。

JICA 中南米部ウェブサイト：

<https://www.jica.go.jp/overseas/america/outline.html>

【日系社会研修 研修委託ガイドライン】

「研修委託契約ガイドライン」についてもご確認ください。

※最新の 2025 年度版は近日中に掲載予定です。

https://www.jica.go.jp/domestic/yokohama/activities/nikkei/1545103_2537.html

【提出方法】

上記様式に必要な事項を記入の上、Excel データのまま各担当 JICA 国内拠点宛にメールでご提出ください。※資格審査書類も併せて添付してください。

メール件名は、「2026 年度日系社会研修提案表提出」もしくは「2026 年度日系社会研修（多文化共生推進／日系協力型）提案表提出」としていただきますようお願いします。

なお、同一団体から複数の案件を提案される場合、「様式- 2 案件提案表」、「様式- 3 経費概算内訳書」「研修日程案」は、案件毎に作成してください。

第 1 章 日系社会研修員受入事業の概要

1. 日系社会研修員受入事業とは

日系社会研修事業は、わが国の地方自治体（各都道府県及び市区町村）、大学、公益法人、NGO、企業等の団体による日系社会研修員の受入れにかかる提案を受け、独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という。）が、これらの団体に日系社会研修員受入の実施を委託して行う国民参加型事業です。日系社会研修事業は、中南米地域日系社会への技術協力を通じ、日系社会の発展と移住先国の国造りに貢献するとともに、国民に幅広く、これらの事業への参加を促進し、助長することを目的としています。

日系社会研修・日系社会研修（多文化共生推進／日系協力型）“日系サポーター”の概要は下記のとおりです。

【日系社会研修】

JICA の前進団体は中南米地域を中心に戦後の日本人の海外移住の支援を行い、JICA の関わる移住者として中南米地域には約 73,000 人が移住しました。現在、中南米地域の日系人人口は戦前の移住者を含め、300 万人を超えるものと推定され、移住国で日系社会を築き、現在までに各国の日系社会は移住先国の様々な分野での移住先国の発展のみならず日本との「懸け橋」や「パートナー」として重要な役割を果たしています。

移住研修員受入事業は 1971 年に開始され、2018 年からは日系人には限定せず、中南米地域の日系社会と日本の連携に主導的な役割を果たす方々を受入れています。

各研修分野における事業対象国の日系社会の人材育成のため、約 1 か月～数か月程度講義や視察などを通して研修を実施し、受講した研修員が帰国後に日系社会において学んだ技術を広く生かして、各国の日系社会における発展に役立てていただくものです。

【日系社会研修（多文化共生推進／日系協力型）】“日系サポーター”

1990 年の出入国管理及び難民認定法改正以降、主に就労目的として中南米から日本に渡った日系人が増加し、現在ではおよそ 30 万人（主にブラジル、ペルーから）の日系人が日本の国内産業を支えています。しかし、日本で働く日系人の子弟が言葉の問題から日本の学校で十分な教育を受けられず、受け入れる学校側の体制も十分でない等の課題があります。また、日本国内で暮らす中南米出身者への自治体や病院等における公共サービス対応が十分に行き届いていない現状もあります。

前述の法改正から 30 年以上が経過し、日系人の定住化も進む中で、高齢化や心のケアといった課題も顕在化しています。

一方、中南米日系社会では日本での学びを通して自らの専門性を深める機会を希望する声もあります。

JICA では日本国内の多文化共生や地方創生にも取り組んでおり、2020 年度から中南米日系社会と日本の連携に主導的な役割を果たす“日系サポーター”を研修員として受入れ、地域の課題解決に貢献しています。

日系サポーターは上述の日系社会研修よりも比較的長い研修期間にわたり、国内の多文化共生や地域創生に取り組んでいる団体において、実地により学びながら、日本語や各団体の取り組みを学ぶための人材育成の取り組みです。

2. 研修場所と研修対象者

原則として、研修は日本国内の提案団体または研修実施機関において実施します。

研修は、3. に記載の事業対象国に生活基盤のある 21 歳以上の方を対象にして実施します。

3. 事業対象国

2026 年度の事業対象国は以下の 12 か国です。

アルゼンチン、ウルグアイ、キューバ、コロンビア、チリ、ドミニカ共和国、ボリビア、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、メキシコ

4. 求められる研修内容

世代交代が進み、多様化しつつある中南米の日系社会において、各提案団体が有する技術・知見・経験を活かし、中南米の日系社会や国の発展に寄与する研修が求められています。また、日本国内の多文化共生に貢献することも事業の目的のひとつとしています。

研修の提案にあたっては、下記を参考にご検討ください。（なお、こちらに記載のない内容の提案も受け付けます。）各国の調査に基づくニーズの詳細は、別紙を参照してください。

（１）日系社会研修

1) 日系団体組織・運営力強化、移住資料の収集・保存

日系団体の活動の活性化、若者の団体活動への参加促進（若い世代に魅力ある活動）、団体運営手法（新たな資金調達の方法等）を学べる研修。

日系移民の資料の保存や収集、展示、資料館運営に関する研修。

2) 日系継承教育（日本語教育）

中南米の日本語学校における日本語や日本文化の教育について、教師の指導力向上、日本文化に興味を持つ非日系の若者への指導方法等を学ぶ研修。

3) 日本文化（和食、伝統文化、ポップカルチャーなど）

日本文化の中でも特に現代の日系社会で関心の高い内容を取り上げ、知識や関心を広げる講義や視察を実施する研修。日本文化に関する知識習得だけでなく、研修の成果を活用して所属日系団体や地域活動の活性化を目指す。

4) 医療、介護、高齢化対策

高齢化が進む中南米日系社会の医療や福祉に活用可能な技術、施策のアイディアにつながる研修。高齢社会における日本の事例や手法を学び、帰国後の活動につなげる。

保健医療分野の高度専門人材を対象に日本の技術を学ぶ研修。

5) 地域経済活性化の手法、日本型経営、女性起業家支援

地域の農産物の付加価値地域経済活性化の事例や手法、起業、事業継続・発展について、日本の経営に学ぶ研修。

中南米の日系社会におけるビジネス展開の参考となる日本企業の事例を学ぶ研修。

日系社会における女性の活躍や起業家支援に焦点をあてた研修。

6) その他

中南米地域に派遣される JICA ボランティアと連携を想定した研修。スポーツやスポーツ指

導者育成のための研修等。

（２）日系サポーター

日系サポーターは、研修員が受入団体の活動に貢献することを通じて地域の外国人への継続的な支援に寄与することが期待されます。また、研修員は研修で学んだ知識や経験を帰国後のキャリアにおいて活用することが求められています。

1) 外国人への行政サービス支援

日本国内の外国人支援の活動を中心としたに行政サービスを地方自治体や関連団体で活動を共にし、学ぶ研修。

例：西語や葡語の災害発生時のマニュアル等の作成や改訂に携わる等

2) 外国にルーツを持つ子供たちの支援

日本国内の外国にルーツを持つ児童・生徒への学習支援（日本語や継承母語教育）を関連団体で活動を共にし、学ぶ研修。

例：子供たちの日本語・母語教育のための教材作成や見直しを行う等

3) 外国人コミュニティにおける高齢化対策

日本国内の高齢化する外国人コミュニティへの介護分野における支援を関連団体で活動を共にし、学ぶ研修

例：高齢化する地域社会における在日外国人のニーズに関する調査を実施し、市町村の施策につなげる等

2025 年度の採択コースは JICA 中南米部のホームページで公開しています。

<https://www.jica.go.jp/overseas/america/outline.html>

【JICA グローバル・アジェンダについて】

JICA は、「人間の安全保障」「質の高い成長」の実現というミッションの下に、SDGs の Prosperity（豊かさ）、People（人々）、Peace（平和）、Planet（地球）という 4 つの切り口から 20 の事業戦略「JICA グローバル・アジェンダ」を設定しました。この「JICA グローバル・アジェンダ」に基づき、開発途上国の政府・人々はもちろん、国内外の様々なパートナーと協働してグローバルな課題解決に取り組み、人々が明るい未来を信じ多様な可能性を追及できる、自由で平和かつ豊かな世界の実現を目指しています。

JICA 事業においては、上記設定しているアジェンダについて優先的に取り組んでいるため、参考までに応募前に提案内容分野に関する JICA グローバル・アジェンダを確認ください。

https://www.jica.go.jp/TICAD/overview/publications/global_agenda_20.html

5. 受入期間

「6.受入時期」の来日予定日から研修を終えて離日する日までの期間とします。2026 年の会計年度（2027 年 3 月末まで）を超えることはできません。

（契約履行期間終了日の 10 営業日前までに業務完了報告書、精算報告書をご提出いただきますので年度末の帰国日ご検討の際はご注意ください。）

6. 受入時期

2026 年度の JICA が定める来日予定日は以下のとおりです。（年 5 回）

上半期 2026 年 5 月 13 日（水）、7 月 15 日（水）

下半期 2026 年 10 月 7 日（水）、11 月 11 日（水）、2027 年 1 月 20 日（水）

研修員は来日後 JICA 横浜センターで 5 日間の共通プログラムを受講した後、各地に移動します。各地への研修員の移動日は以下のとおりです。

上半期 2026 年 5 月 21 日（木）、7 月 24 日（金）

下半期 2026 年 10 月 15 日（木）、11 月 19 日（木）、2027 年 1 月 28 日（木）

来日希望日については、第一希望と第二希望の記載をお願いします。

(同時期に類似コースが募集される場合、応募が分散し定員に満たない可能性があるため、実施時期の調整をご相談する場合があります。)

7. 対象外の研修

以下に該当する提案は受け付けられません。

- (1) 提案団体／研修実施機関の経済的利益に直接結びつく研修
- (2) 研修員による役務提供が中心となる研修
- (3) 日系社会および本事業対象国の経済、社会発展および開発課題に直接結びつかない研修(研修内容が研修員個人の趣味、教養の範疇又は芸術の範疇となる研修)
- (4) 宗教活動・政治活動に関する、あるいはそれらと関係の深い研修

留意事項：医療分野で診療を伴う研修には、厚生労働大臣の「(外国人)臨床修練制度の許可」が必要とされます。

8. 研修使用言語

日系社会研修・日系サポーターの実施コースにおける主たる使用言語を提案表に記載してください。(日本語、スペイン語、ポルトガル語、英語等)

日本語で実施する場合の研修監理員・通訳の配置については以下のとおりです。

なお、応募者の資格要件に高い日本語能力を求める場合、該当者が限定され、応募が定員に満たず、コースとして成立しない可能性があります。

(1) 日系社会研修

受入人数が8名以上かつ研修期間が30日以内の研修に限り、JICAの経費によりポルトガル語又はスペイン語の研修監理員または通訳同行者を配置して研修を実施することができます。

また、受入が7名以下のコースについては、研修監理員の配置は認められませんが、モニタリングや来日時の住民票登録手続など、部分的な研修監理員の配置は可能ですのでご相談ください。

(2) 日系サポーター

研修開始日、終了日、および研修中のモニタリング等のため、研修監理員(ポ

ルトガル語又はスペイン語)の部分的な配置は可能です。

研修監理員と通訳同行者

研修監理員は JICA との委任契約により、研修員の引率や通訳、現場における補助業務等の研修監理業務を行います。

研修監理員の代わりに、委託先において研修監理業務を行う人員(通訳同行者)を配置することも可能です。

通訳同行者の求人・採用手続きは、提案団体／研修実施機関の責任において行ってください。

第2章 応募相談、応募方法及び選考の流れ

1. 応募相談

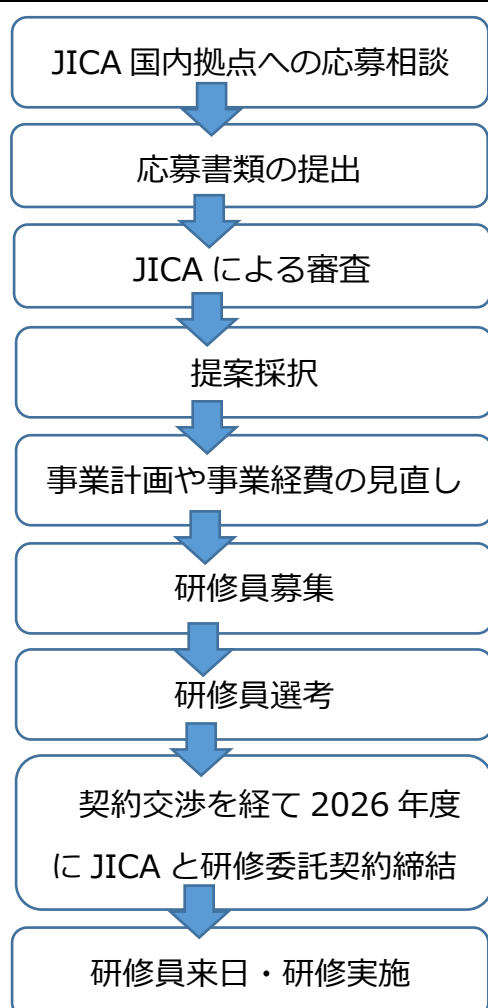
本事業に応募をされる団体は提案内容について、応募相談を実施してください。

応募相談は、以下提案団体の本部所在地（登記上の住所）または提案事業の実施主体となる支部等（ただし、法人登記簿に記載）がある都道府県を所管する JICA 国内拠点に応募相談を実施してください。連絡先は以下をご参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/structure/domestic/index.html>

ただし、日系サポーターについては東京、群馬、千葉は JICA 東京、茨城は JICA 筑波が所管の国内拠点です。

2. 応募から研修開始までの大まかな流れ



3. 応募から研修開始までの詳細

提案団体が応募要件を満たしているか、研修内容がニーズを反映しているか、内容や実施の工夫や帰国後の還元、研修経費の妥当性等を審査します。(第3章参照)。審査を通過した提案が正式採択となります。

採択された提案コースは、コース名や提案団体名等の概要を JICA 中南米部ウェブサイトに公表します。

(1) 資格・提案内容審査(6月中旬～9月上旬)

提案団体が応募要件を満たしているか、研修内容がニーズを反映しているか、内容や実施の工夫や帰国後の還元、研修経費の妥当性等を審査します。(第3章参照)。審査を通過した提案が正式採択となります。

(2) 結果通知(9月中旬(予定))

審査結果は JICA 国内拠点を通じて通知します。また、採択された提案コースは、コース名や提案団体名等の概要を JICA 中南米部ウェブサイトに公表します。

これは提案審査の結果を通知するもので、研修員の応募状況等によっては研修が実施できない場合もありますが、採択されたコースについては、各 JICA 国内拠点と研修員募集に向けて研修計画や経費について協議を開始してください。

(3) 事業対象国における研修員募集及び選考(10月頃から)

事業対象国の JICA 事務所を通じて研修員募集を行います。各国で募集・選考を行い、各国の選考通過者について、所管の JICA 国内拠点は、提案団体または研修実施機関と共同で候補者の選考を行います。選考結果は、各国の JICA 事務所経由で応募者に通知されます。

(4) 契約交渉及び業務委託契約の締結

研修員応募状況や事業予算を踏まえ、提案団体と JICA で契約交渉を行い、研修委託契約を締結します。契約交渉では研修内容などを両方で再度協議して決定します。

4. 提案応募にかかる留意事項

(1) 日系社会研修・日系サポーター（共通）

1) 案件不成立となる場合があります。

本募集要項に基づきご提案いただいた研修は、審査を行い、採択を決定します。採択された場合でも、資格要件を満たす応募者が確保できず実施に至らない場合や予算の状況により応募者があっても、受入人数の調整を行う、あるいは実施しない場合がありますので予めご了承ください。

2) 第1章7. に記載のとおり、提案団体／研修実施機関の経済的利益に直接結びつく研修や研修員による役務提供が中心となる研修は実施できません。

3) 研修実施準備に要した費用を JICA は負担できません。

研修実施の如何に関わらず、研修提案表の作成や研修員募集対応等、研修委託契約締結前の研修準備段階で生じた費用については、JICA は負担できませんのでご了承ください。

4) 研修コース実施中にモニタリングのため、JICA は直接又は研修監理員を通じて、研修受託機関や研修員本人にインタビューや、必要に応じ研修現場の訪問などを行いますので予めご了解ください。

5) 採択後に各国にて研修員募集を行います。研修希望者が、提案団体または研修実施機関の概要や研修内容を把握することを目的として、研修希望者が提案団体または研修実施機関に事前にコンタクトを取ることを認めています。研修応募希望者から研修内容等の確認があった場合には、適宜ご対応ください。ただし、正式受入は選考を経て JICA が決定するため、候補者の受入可否の言及は避けてください。

また、研修場所や生活環境（居室・食事・日用品購入等）について、研修希望者から事前の照会があった際は、研修内容等とあわせて事前にご説明をお願いします。研修希望者からコンタクトがあった場合、所管の JICA 国内拠点にも情報を共有してください。

(2) 日系サポーター

1) 本事業は研修員の受入を通じて日本の中南米出身者を中心とするコミュニティが抱える課題解決に貢献することにより、当該コミュニティの多文化共生と地方

創生に寄与することを目的としています。そのため、提案団体（又は研修実施団体）には、公益に資するこれまでの支援の経験・活動実績が求められます。このため、これら情報を案件提案表の「国内の中南米出身者のコミュニティにおける現状課題や共生する地域の関係者が抱える課題解決への取組実績」欄に記載いただきますようお願いいたします。

2) 研修目標を達成するために研修員が技術習得を行う上で業務の補助として研修を積む（＝実務研修）必要がある場合、研修員受入に関する法令で定められた以下の点を踏まえ、実務研修の割合にご留意の上、研修計画を策定・実施してください。

- ・ 研修期間が 4 か月以内の場合

実務研修は、研修を受ける時間全体の 3 分の 2 以下とする。

- ・ 研修期間が 4 か月を超える場合

実務研修は、研修を受ける時間全体の 4 分の 3 以下とする。

3) 上記 2) を踏まえ、研修計画策定および研修実施に際し、(a)非実務研修¹も実施すること、(b)研修受入体制を構築すること、(c)計画どおりに実施すること、(d)予定時間外の作業（「労働者」の「残業」と位置付けられ得るもの）を生じさせないこと等について十分に留意ください。

¹非実務研修の例：研修前の打合せ（インプット）、研修関連の講義、研修実施後のレポート（振り返り）、関連機関の見学、講習、日本語研修等の聴講等々

第3章 応募資格要件と資格審査書類

1. 応募資格要件

- (1) 提案団体の事業報告書及び収支報告書が毎年作成され、公表されていること。
- (2) 提案事業の実施に必要な財務状況・組織体制が確保されていること。
- (3) 日本国内に主たる拠点があること。
- (4) JICA 契約事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号）第 4 条に規定する以下の失格要件に該当しないこと。
 - 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 2) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人。
 - 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。
 - 4) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者でないこと。
 - 5) 団体としての活動実績（設立準備期間含まず）が 2 年以上ある者
- (5) 提案書類内容に虚偽の内容が記載されていないこと。

なお、JICA との研修委託契約に基づき実施します。提案団体には、研修監理、経理処理を含む事務処理等も求められます。

2. 資格審査書類

- (1) 提出書類 ※1 部ずつ提出ください

※地方公共団体が直接事業を実施する場合は資格審査書類の提出は不要です。

- 1) 定款

提案団体が地方自治体又は国公立大学法人の場合、審査書類の提出は不要です。

- 2) 役員名簿類
- 3) 直近 2 年間の事業報告等（団体の事業や活動歴がわかる書類）
- 4) 直近 2 回会計年の収支報告書

- 5) 法人登記簿謄本（発行から 3 か月以内のもので写し可、法人格を持たない団体は提出不要）
- 6) 納税証明書（未納税額のない証明書）（発行日から 3 か月以内）写し可
※納税証明書は住所他（納税地）を所轄する税務署から入手してください。
※国公立大学法人の場合、審査書類の提出は不要です。
- 7) 全省庁統一資格審査結果通知書
※ 7) は上記 1) ～ 6) に代えることが出来ます。

※必要に応じ、追加で関連書類の提出を求める場合があります。

第4章 提案表の作成

1. 提案表の構成と提出書類

提案表は提案された案件を実施することが妥当であるか、実施体制は適切か等を判断するために必要な書類です。また、今後日系社会研修員を事業対象国において募集するための「日系社会研修員募集要項」作成の基礎資料となり、記載内容をスペイン語・ポルトガル語に翻訳し、研修コースの応募希望者が読むことになります。

(1) 提案表

別紙「案件提案表作成の手引き」に基づき、作成してください。

下記2. 提案表の記載内容も参考にしてください。

(2) 様式1 案件提案表の提出について（表紙）

提案の研修が採択となった場合、研修実施は JICA と提案団体との間で締結される研修委託契約に基づくため、本様式の代表者名には、提案団体として、契約書に記名・押印²できる方の記入をお願いします。

(3) 様式2 提案表（提案内容記載）

事業対象国において研修員を募集するための「日系社会研修員募集要項」作成の基礎資料となり、記載内容は応募希望者が読むことになります。

(4) 様式3 経費概算内訳書

研修費用の概算金額を記入してください。

研修委託契約は、積上方式、基準単価方式、大学研修料方式があります。

² 「研修委託契約における契約関連書類の押印等の取扱いについて（更新）」参照 [日系社会研修事業向け研修委託契約ガイドライン、契約書雛形、様式 | 日本国内での取り組み - JICA](#)

2. 提案表の記載内容

提案表記載の上では以下の点も参考に作成してください。

(1) 実施の背景と現状課題分析

- 1) (日系社会研修) 現地日系社会の現状、課題分析、課題解決策
- 2) (日系サポーター) 国内の中南米出身者を中心とするコミュニティにおける現状、課題分析
- 3) 研修修了後の成果及び成果の指標

(2) 現在における団体における取組み

- 1) (日系社会研修) 中南米地域の日系社会とのつながり
- 2) (日系サポーター) 日本国内の中南米出身者及び外国人支援の取り組み

(3) 過去の JICA 研修実施実績と現在の状況 (継続した実施のコース対象)

過去の実施状況と成果 (研修員の目標達成度や貢献、帰国後の活躍等) と分析を記載してください。

(4) ニーズの把握、研修の応募対象となるターゲット層

3. 審査の視点

以下の審査の視点について提案書作成の参考にしてください。

(1) 審査の前提条件

- 1) 本事業の応募資格を満たし、必要書類が提出されている。
- 2) 対象外の研修に該当しない。

(2) 研修の実施体制

- 団体において事業の実施に有効な組織体制を有しているか。

(3) 提案表記載内容

- 提案表記載の各項目が的確、かつ論理的に述べられているか。
- 事前に応募相談を行い、打合せ内容を踏まえた提案となっているか。

(4) 研修応募者見込み

- 応募者が見込まれる研修内容であるか。事業対象国のどのような層が関心を持って参加してもらえるかのターゲット層の絞り込みが出来ているか。
- これまでに研修に参加した帰国研修員とのネットワークの事例等

(5) 経費の妥当性

- 一人当たりの研修員受入に対する経費が適切かどうか。

(6) 日系社会研修

- 1) 研修の内容が日系社会の抱える課題や支援ニーズに整合しているか。
- 2) 研修後、研修成果が個人の研鑽ではなく、広く日系社会に裨益することが見込まれるかどうか

(7) 日系サポーター

- 1) 研修内容が国内の中南米出身者を中心とするコミュニティの抱える課題や支援ニーズに整合しているか。
- 2) 研修内容において研修受講者への裨益が見込まれるか。
- 3) 研修全体日程において、日系サポーター研修員が研修実施団体の活動に関わったことにより、のちに地域に暮らす中南米や外国ルーツの方々の暮らしや学びに具体的に役立つ成果（教材やヒアリング調査の編集等）に直接結びつくかどうか。

(8) SDGs³や JICA グローバル・アジェンダにおける以下の点において、研修内容に取り組みが見込まれる場合は評価します。

- ジェンダー平等及び女性のエンパワメント
- 環境社会配慮への視点

(9) JICA の他事業との連携が見込まれる場合において、評価します。

³ SDGs に関する JICA の取り組み方針については、以下を参照ください。

<https://www.jica.go.jp/aboutoda/sdgs/index.html>

第5章 研修委託経費について

1. 積上方式

応募時点での研修委託経費の概算は、おおよその把握を趣旨としており、個々の経費積算根拠の明示を義務付けるものではありません。ただし、契約交渉時には経費積算根拠の明示が必須です。本方式は原則 8 名以上の研修員を受け入れるコースが対象となります。

契約交渉時には、応募時の事業総額を目安に、JICA との協議により研修委託経費を精査した上で契約金額を定めます。

2. 【基準単価方式】及び【大学法人等研修料方式】

研修内容や研修実施のスケジュールに基づいた正式契約時に技術研修期間を確認し、契約前に定めます。日系サポーターは基準単価方式となります。

3. 経費内訳書の作成

「研修委託ガイドライン」（以下「ガイドライン」）を必ず参照し、ガイドラインに提示している以下ウェブサイトの様式を用いて作成ください。

<https://www.jica.go.jp/overseas/america/outline.html>

事業の業務フロー

